

第92期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制
およびその体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第92期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

NECネットエスアイ株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制およびその体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および執行役員は、当社および当社の子会社（以下「子会社」という。）における企業倫理の確立ならびに法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECネットワークスグループ行動規範」（以下「行動規範」という。）を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- ②法務コンプライアンス部は、行動規範の周知徹底のための活動を行い、経営監査部は、当社および子会社における法令、定款および社内規程の遵守状況等の監査を実施する。
- ③法務コンプライアンス部は、法令違反および行動規範の違反またはそのおそれに関する相談窓口である「内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン）」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努める。
- ④取締役は、法令違反および社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- ⑤経営品質向上委員会は、NECネットワークスグループにおける不正行為の原因究明ならびに再発防止の具体的施策の策定および実施活動を推進する。
- ⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書整理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。また、情報の保存および管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「企業秘密管理規程」、「個人情報保護管理規程」等の社内規程に基づき、適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「リスク管理基本規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- ②経営品質向上委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社および子会社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。
- ③経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、常務会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議する。
- ④当社および子会社のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、経営監査部が監査を行う。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ①取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ②取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- ③取締役会は、執行役員に大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- ④執行役員常務以上および監査役を中心メンバーとした会社経営と業務執行の重要事項を審議する「常務会」、業務遂行状況のフォローと重要事項の報告を行う「事業執行会議」により、経営機能の強化に努める。
- ⑤執行役員その他の使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」等の社内規程

に基づき適正かつ効率的に行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、必要に応じて親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等について連携を行う。
- ② a. 当社は、行動規範に基づく企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導および支援を子会社に対して行う。
b. 当社は、子会社管理部門を設置し各スタッフ部門と連携を図り、子会社における業務の適正の確保を図るための実施活動を推進および管理する。
- ③ 当社は、子会社に対して、取締役または監査役を派遣するとともに、当該子会社の経営・事業運営全般を管理する部門を定め、当該管理部門は子会社の業務執行状況について報告を受けるものとする。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において常務会での審議、取締役会への付議等を行うとともに、必要に応じてNECと連携を行う。
なお、当該管理部門はその子会社の業務の効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切に職務の遂行が行えるよう指導および支援する。
- ④ 当社および子会社の取締役は、法令および社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ⑤ 経営監査部は、業務の適正性に関し、子会社の監査を行う。
- ⑥ 監査役は、業務監査を通じて当社および子会社における業務の適正の確保を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「1. 業務の適正を確保するための体制」に記載の基本方針に基づき、当期において内部統制システムが適切に構築され運用されている旨を確認し、取締役会に報告しました。なお、本基本方針に基づく主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスおよびリスク管理体制について

コンプライアンスにつきましては、当社および子会社において行動規範を制定し、年間を通して、トップメッセージ発信や、各種コンプライアンス教育、職場懇談会を実施することにより、当社グループ全体のコンプライアンス意識向上と法令・社内規程の遵守徹底を行っています。当期においては、「NECネットワークグループ・コンプライアンスの日（1月17日）」（2014年に子会社従業員による着服事件が発覚したことを踏まえ、当社および子会社の役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を再認識する日として制定）に、当社執行役員社長によるコンプライアンスをテーマとしたタウンホールミーティングを開催し、当社グループの全ての役員・従業員等に対するメッセージを発信することで、コンプライアンスの重要性を再確認しました。

また、コンプライアンス違反発生時には経営品質向上委員会においてその原因と対策を審議し、委員長である執行役員社長からコンプライアンス最優先の事業遂行を指示しています。

当社は、「内部通報に関する規程」に基づき内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン等）を設置し、各種教育等を通じ、その利用を促進することで、不正行為等の早期発見に努めています。なお、当期の内部通報利用実績は93件でした。申告のあった内部通報については、通報の内容に応じて法務コンプライアンス部やその他の社内関係部門が調査を行い、必要な対策を講じています。

さらに、経営監査部は当社および子会社全体に対する監査を実施しています。

リスク管理体制につきましては、当社および子会社における総合的かつ効果的なリスク管理を実施することを目的として「リスク管理基本規程」を制定し、経営品質向上委員会において、毎年度、当社および子会社が重点的に対策を講じる必要があるリスク（重点対策リスク）を選定したうえで、四半期毎に当該委員会を開催して具体的な施策の検討および進捗フォローを行っています。

当期においては、「品質問題の発生および損失コストが発生するリスク」および「グループマネジメントリスク」の2つを重点対策リスクとして選定し、対策を策定・実行したうえで、その結果を取締役に報告しました。

なお、重大な違反事案が発覚した場合には、「リスク管理基本規程」に基づきその情報が迅速にエスカレーションされ、速やかに原因究明および再発防止策が策定・実行される体制を整備しています。また、エスカレーションされた違反事案の重要性に応じて常務会、取締役会に報告し、社内公表を行うなど、再発防止に取り組んでいます。

(2) グループ会社管理体制について

当社は、日本電気株式会社と定期的な情報交換を行い連携を図るほか、子会社に対しては、取締役や監査役等を派遣するとともに、主管部門を定め、当該主管部門が子会社の経営・事業運営全般の管理を実施するなど、子会社の管理強化を図っています。当社のスタッフ部門は、子会社と定期的に情報交換を行い、主管部門および子会社の管理部門と連携して適宜内部統制システムに関する指導および支援等を実施しています。監査役は、子会社の取締役および監査役等から職務執行状況等について適宜報告を受け、子会社の業務監査を実施するとともに、意見交換を行っています。

また、子会社の重要な事業運営に関する事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社の常務会、取締役会に付議しています。

(3) 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

当社は執行役員制度を導入し、執行役員への大幅な権限委譲を行い、機動的かつ効率的な職務遂行を行っています。当期においては、意思決定に関する社内規程を見直し、より一層機動的かつ効率的な職務遂行体制を整備しました。

また、定期的に行われる常務会において会社経営と業務執行の重要事項を審議し、特に重要な案件については取締役会付議基準に基づき取締役会へ付議するなど経営機能の強化に努めています。

(4) 監査役が実効的に行われることを確保する体制について

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧し、監査役会等において代表取締役、取締役（社外取締役含む）および執行役員等の使用人から職務執行状況および内部通報制度の運用状況等について定期的に報告を受けています。常勤監査役については、常務会、経営品質向上委員会およびその他重要な会議等に出席し、内部統制システム等の運用状況の確認・意見交換等を実施しています。

また、監査役は、会計監査人、経営監査部から定期的に監査に関する報告を受けるとともに、情報共有・意見交換等を実施し、相互連携を図っています。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,122	16,708	112,486	△252	142,065
当期変動額					
剰余金の配当			△7,075		△7,075
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,329		15,329
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		17		8	26
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	17	8,254	7	8,279
当期末残高	13,122	16,726	120,740	△244	150,344

項 目	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,382	10	△284	△1,930	△822	4,471	145,714
当期変動額							
剰余金の配当							△7,075
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,329
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							26
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,040	△6	107	3,973	3,034	453	3,487
当期変動額合計	△1,040	△6	107	3,973	3,034	453	11,766
当期末残高	342	3	△177	2,043	2,211	4,925	157,481

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 17社
- (2) 連結子会社の名称 …………… NEC ネットエスアイ・サービス(株)
(株)ニチワ
キューアンドエー(株)
NEC マグナスコミュニケーションズ(株)
NEC ネットイノベーション(株)
K & N システムインテグレーションズ(株)
NESIC 陸上養殖(株)
ネッツフォレスト陸上養殖(株)
NESIC BRASIL S/A
NESIC (Thailand)Ltd.
NESIC PHILIPPINES, INC.
Networks & System Integration Saudi Arabia Co. Ltd.
ICT Star Group Myanmar Co., Ltd.
他4社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 …………… 3社
- (2) 持分法適用手続に関する事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、5社の決算日は12月31日となっております。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 重要な資産の評価基準および評価方法

- (1) 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法によっております。
評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。
- 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- 機器及び材料
- 機 器 …………… 移動平均法による原価法によっております。
- 主 材 料 …………… 移動平均法による原価法によっております。
- 副 材 料 …………… 総平均法による原価法によっております。
- 仕 掛 品 …………… 個別法による原価法によっております。

5. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 有形固定資産 ……………
(リース資産を除く) | 定額法によっております。 |
| (2) 無形固定資産 ……………
(リース資産を除く) | 定額法によっております。
市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 …………… | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

6. 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 貸倒引当金 …………… | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 役員賞与引当金 …………… | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。 |
| (3) 製品保証引当金 …………… | 製品の品質保証に伴う支出に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。 |
| (4) 受注損失引当金 …………… | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 |
| (5) 損害賠償引当金 …………… | 損害賠償金の支払に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。 |

7. 退職給付に係る会計処理の方法

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 退職給付見込額の期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に期間定額基準によっております。 |
| (2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 | 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～13年）による定額法により費用処理しております。 |
| (3) 小規模企業等における簡便法の採用 | 一部の連結子会社は、退職給付に係る資産・負債および退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

8. 収益および費用の計上基準 …… 当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- （システムインテグレーション、開発、工事）
- 主な履行義務は契約上合意した顧客のための施工工事等の工事業務や作業を提供することであり、これらの業務や作業は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。合理的な進捗度の見積りができるものについては進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りができない場合は、発生したコストの範囲で、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。
- なお、工事契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- （サービスの提供）
- 主な履行義務は保守・運用のサポートサービスや、データセンターサービス、コンタクトセンターサービス等を提供することであり、これらのサービスは、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しており、当該サービスの進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。一定期間の保守等のサポートサービス等のように契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一のサービスが継続して提供される取引については、履行義務が時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間を通じて収益を均等に認識しております。
- （製品の販売）
- 主な履行義務は機器等の製品の引渡しであり、これら製品の販売は、一時点で履行義務が充足される取引であると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。
9. ヘッジ会計の方法 …………… 原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
10. のれんの償却の方法および期間 …… のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。
11. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 102,930百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

施工工事等において、一定の期間にわたり充足される履行義務のうち、合理的な進捗度の見積りができるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積もることが可能となった連結会計年度に認識しております。また、将来工事原価総額の見積りの前提条件の変更等（設計変更や天災等）により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,707百万円

2. 連結会計年度末日満期手形および電子記録債権

連結会計年度末日満期手形および電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形および電子記録債権が、当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	17百万円
電子記録債権	107百万円
支払手形	11百万円
電子記録債務	37百万円

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類の連結注記表「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

なお、顧客との契約以外から生じる収益は、その金額に重要性がないため、「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に含めて開示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	149,321,421	-	-	149,321,421

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	366,954	657	12,930	354,681

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

657株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

12,900株

単元未満株式の買増請求による減少

30株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月28日 取締役会	普通株式	3,425	23.00	2023年3月31日	2023年6月2日
2023年10月30日 取締役会	普通株式	3,649	24.50	2023年9月30日	2023年12月4日
合計		7,075			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,649	24.50	2024年3月31日	2024年6月3日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金もしくは安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

受取手形、電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金等（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
投資有価証券	1,605	1,605	—
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	(3,000)	(3,000)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1)

資産

現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金

これらは、現金であること、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度末
非上場株式	821
非上場の関係会社株式	296

上記については、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 投資事業組合については、時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記はしておりません。また、当該出資の連結貸借対照表計上額は2,667百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,403	—	—	1,403
社債	—	—	151	151
新株予約権	—	—	50	50
資産計	1,403	—	201	1,605

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	3,000	—	3,000
負債計	—	3,000	—	3,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、社債および新株予約権に含まれる転換社債型新株予約権付社債およびJ-KISS型新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「DXソリューション事業」、「ネットワークソリューション事業」、「社会・環境ソリューション事業」を報告セグメントとしております。

当社グループの売上収益は、「サービス提供契約（アウトソーシング・保守を含む）」、「システムインテグレーションおよび工事契約」の2つの種類に分解し認識しております。

財またはサービスの種類別に分解された収益と当社グループの報告セグメントとの関連は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	DX ソリューション 事業	ネットワー ク ソリューション 事業	社会・環境 ソリューション 事業	その他(注1)	計
サービス提供契約 (アウトソーシング・保守を含む) (注2)	61,748	21,417	31,311	—	114,477
システムインテグレーション および工事契約(注3)	67,962	61,670	105,849	9,545	245,027
計	129,710	83,088	137,161	9,545	359,505

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報通信機器等の仕入販売を含んでおります。

2 サービス提供契約（アウトソーシング・保守を含む）は、各セグメントにおいて主に一定期間にわたり収益を認識しております。

3 システムインテグレーションおよび工事契約のうち、一定期間にわたり認識している収益の割合は、DXソリューション事業は約4割、ネットワークソリューション事業は約3割、社会・環境ソリューション事業は約6割であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約および履行義務に関する情報

(顧客との契約)

当社グループは、システムインテグレーション・開発・施工工事、サービスの提供、製品の販売等に関わる顧客との契約から収益を認識します。これらの契約について、同一の顧客と同時またはほぼ同時に締結された複数の契約については、契約の結合要否の判定を行い、結合が必要と判定された契約については、単一の契約とみなして処理します。

(顧客との契約における別個の履行義務の特定)

当社グループは、顧客との契約において約束した財またはサービスが別個のものである場合、すなわち、顧客がその財またはサービスから単独、もしくは顧客が容易に利用できる他の資源を組み合わせて便益を享受することができる場合で、かつ、財またはサービスが、契約に含まれる他の約束と区分して識別できる場合には、それらを別個の履行義務として識別した上で、区分して会計処理します。

(2) 取引価格の算定に関する情報

当社グループは、取引価格を算定するにあたり、顧客へ約束した財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。

(3) 履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込む対価の額を描写するように、取引価格をそれぞれの履行義務へ配分します。取引価格をそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財またはサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分します。独立販売価格が直接的に観察可能ではない場合には独立販売価格を見積ります。

(4) 履行義務の充足時点に関する情報

当社グループは、約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に、または一定期間にわたり履行義務を充足するにつれて、収益を認識します。財またはサービスに対する支配を一定の期間にわたり移転し履行義務を充足する場合とは、①当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受する、②顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する、または、③顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、当社グループが顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している場合であり、これらの取引は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであるため、収益も一定期間にわたり認識します。

上記以外の場合には、資産に対する支配が顧客に移転したと判断した一時点で収益を認識します。

当社グループは、収益を一定期間にわたり認識する場合、約束した財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の履行を描写するため進捗度を測定します。合理的な進捗度の見積りができるものについては進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りができない場合は、発生したコストの範囲で、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利であり、契約負債は主に工事契約等における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,416百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	170,972
1年超	47,982
合計	218,954

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,024.09円
- 2 1 株当たり当期純利益 102.91円

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,122	16,650	52	16,703	546	23,940	76,251	100,738
当期変動額								
剰余金の配当							△7,075	△7,075
当期純利益							14,724	14,724
自己株式の取得								
自己株式の処分			17	17				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	17	17	-	-	7,649	7,649
当期末残高	13,122	16,650	69	16,720	546	23,940	83,900	108,387

項 目	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△252	130,311	1,348	10	1,358	131,669
当期変動額						
剰余金の配当		△7,075				△7,075
当期純利益		14,724				14,724
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	8	26				26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,029	△6	△1,036	△1,036
当期変動額合計	7	7,673	△1,029	△6	△1,036	6,637
当期末残高	△244	137,985	318	3	322	138,307

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法によっております。 評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

機器及び材料

機器	移動平均法による原価法によっております。
主材料	移動平均法による原価法によっております。
副材料	総平均法による原価法によっております。
仕掛品	個別法による原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法によっております。 市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
損害賠償引当金	損害賠償金の支払に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。
退職給付引当金	・従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 ・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

5. 収益および費用の計上基準 …………… 当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- （システムインテグレーション、開発、工事）
- 主な履行義務は契約上合意した顧客のための施工工事等の工事業務や作業を提供することであり、これらの業務や作業は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。合理的な進捗度の見積りができるものについては進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りができない場合は、発生したコストの範囲で、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。
- なお、工事契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- （サービスの提供）
- 主な履行義務は保守・運用のサポートサービスや、データセンターサービス、コンタクトセンターサービス等を提供することであり、これらのサービスは、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しており、当該サービスの進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。一定期間の保守等のサポートサービス等のように契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一のサービスが継続して提供される取引については、履行義務が時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間を通じて収益を均等に認識しております。
- （製品の販売）
- 主な履行義務は機器等の製品の引渡しであり、これら製品の販売は、一時点で履行義務が充足される取引であると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。
6. ヘッジ会計の方法 …………… 原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 95,198百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約に関する収益認識(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,030百万円
2. 保証債務
海外子会社の借入に係る保証債務 4,950百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債権 26,367百万円
関係会社に対する長期金銭債権 3,673百万円
関係会社に対する短期金銭債務 23,454百万円
関係会社に対する長期金銭債務 316百万円
4. 事業年度末日満期手形および電子記録債権
事業年度末日満期手形および電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形および電子記録債権が、当事業年度末残高に含まれております。
- 受取手形 12百万円
電子記録債権 17百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 75,022百万円

仕入高 61,434百万円

営業取引以外の取引高 2,021百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	366,954	657	12,930	354,681

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 657株

減少数の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 12,900株

単元未満株式の買増請求による減少 30株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因の内訳

未払賞与	2,191百万円
賞与分社会保険料	292百万円
貸倒引当金	18百万円
未払事業税	299百万円
棚卸資産評価損	866百万円
受注損失引当金	33百万円
減価償却超過額	477百万円
退職給付引当金	7,201百万円
資産除去債務	479百万円
みなし配当	110百万円
関係会社株式評価損	1,234百万円
投資有価証券評価損	274百万円
固定資産減損	522百万円
損害賠償引当金	1百万円
その他	412百万円
繰延税金資産小計	14,415百万円
評価性引当額	△2,122百万円
繰延税金資産合計	12,292百万円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因の内訳

前払年金費用	△668百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△330百万円
負債調整勘定	△110百万円
その他	△142百万円
繰延税金負債合計	△1,251百万円
繰延税金資産の純額	11,040百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	当事業年度末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本電気(株)	東京都港区	被所有直接 51.40%	-	同社からのネットワークシステムに関する構築および保守等の請負	ネットワークシステムに関する構築および保守等の請負	73,321	売掛金	21,932
					同社製品等の購入	通信機器等の購入		47,848	契約資産 契約負債
								買掛金 前渡金	13,729 855

(注) 1. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉により決定しております。

2. 上記の議決権等の所有割合は、日本電気(株)が退職給付信託として、(株)日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・日本電気(株)退職給付信託口)に拠出している当社株式19,200千株を含んで算出しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	住所	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	当事業年度末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	NESIC 陸上養殖(株)	山梨県南都留郡西桂町	被所有直接 100.0%	-	同社のICT技術活用における連携	資金の貸付	1,256	関係会社長期貸付金	3,393

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	928.45円
2. 1株当たり当期純利益	98.85円